



米国における上下水道事業体への 災害等に対する公的支援制度について (その2)

2. 災害等に対する公的支援制度等に関する FAQ

Q1：被った損害及び実施した修繕の範囲を決定し書類にする責任は、誰にあるか？

A1：迅速で正確な被害の評価を実施するとともに詳細な修繕の文書化を通じて所持する責任は、施設の所有者にある。

Q2：上下水道事業体対応連携ネットワーク（WARNs：Water/Wastewater Agency Response Networks）又はその他の相互援助/支援メカニズムによって行われた業務は、公的支援（Public Assistance）を受ける資格があるか？

A2：予め書面にされ採択された相互援助/支援合意により、署名調印した事業体によって行われた業務は支払いの対象となる。例えば、WARNのもとに依頼する事業体は、WARNのもとに物資を供与した事業体によって提供された費用に関する情報を用いて支払いの要求を取りまとめて提出することができる。WARNについての情報又は州間の相互援助/支援プログラム（例えば、EMAC）は、本書の巻末を参照されたい。

(参考1) 上下水道事業体対応連携ネットワーク（WARNs）

<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/mutualaid/index.cfm>

(参考2) UTILITIES HELPING UTILITIES

<http://www.awwa.org/Portals/0/files/resources/water%20knowledge/rc%20emergency%20prep/rc%20warn%20resources%20pdf/WARNactionplan.pdf>

(参考3) Water/Wastewater Agency Response Network

<http://www.awwa.org/resources-tools/water-knowledge/emergency-preparedness/water-wastewater-agency-response-network.aspx>

(参考4) EMAC：The Emergency Management Assistance Compact

<http://www.emacweb.org/>

(参考5) 英国・米国における「強靱化(レジリエンス)」に向けた取り組み

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dai1/siryou3.pdf>

Q3：事前に取り決められた緊急時対応契約による項目は、支出の対象となるか？

A3：事前に取り決められた緊急時対応契約は、公共支援補助プログラムのその他の規定の対象となる。災害の前に、事業体は、水に関する契約及び/又は燃料、ボトル水及び薬品などの項目に係る事態への対応及び復旧に関する合意覚書を締結しなければならない。

(参考) Public Assistance: Local, State, Tribal and Non-Profit

<http://www.fema.gov/public-assistance-local-state-tribal-and-non-profit>

Q4：管理費（administrative costs）は、FEMA（連邦緊急事態対応庁）の資金供与の対象となるか？

A4：そのとおり。公的支援を求め、獲得し、管理するために妥当な費用は対象となる。

Q5：FEMA 及び州プログラムの代表に面会する前に、応募者がなすべきことはあるか？

A5：そのとおり。応募者は、以下のことをしなければならない。

- ・被災箇所のリストを作成し、郡又は市の道路地図にそれらを記入すること。
- ・被災構造物についての保険証券のコピーを集めること。
- ・災害に関係する費用とそうでない費用を区分すること。

Q6：事業体が認識しておくべき FEMA の公的支援プログラムの期限はいつか？

A6：事業体は、宣言災害地域の指定から 30 日以内に公的支援要請書を提出しなければならない。

- ・応急復旧事業（Emergency work）は、6 か月以内に完了しなければならない。
- ・本格復旧事業（Permanent work）は、18 カ月以内に完了しなければならない。

斟酌できる状況又は異例のプロジェクトの要求事項に基づき、そして、事業の範囲又は費用に変更がない場合に限り、州は、応急復旧事業の期限を更に 6 か月、本格復旧事業の期限を更に 30 か月、延長することが可能である。

Q7：もし設備機器が災害によって被災した場合、事業体は設備機器を改良し、それを補助対象費用として FEMA に提出することができるか？

A7：FEMA は、対象となる施設を被災前の状態、機能及び能力に回復するための費用のみを支払う。しかし、災害発生時において適用可能な規則及び基準に従うために必要である費用も補助対象となりうる。

Q8：収入の減少又は運転費用の増大は補助対象となるか？

A8：収入の減少及び通常の事業体のサービス提供のための追加の費用又は負担は、補助対象とはならない。

Q9：内部ビデオ監視及び下水管洗浄は補助対象となるか？

A9：FEMA は、被害を見つけるための一般的な調査については資金を供与しない。しかし、もし、災害に関連する被害が明らかの場合、FEMA は被害の範囲及び修理方法を決定するための監視に対して支払うことがある。

Q10：全ての契約は、競争入札でなければならないか？

A10：以下の事例のいずれかに当てはまらなければ、そのとおりである。

- ・品目の調達源がひとつのみである。
- ・事業体が競争以外の提案を認めている。
- ・複数の調達源への入札案内の後、競争が十分ではないと判断される。
- ・契約が、生命、公衆の健康又は安全に対して、目前の脅威を解消又は軽減するものとなる。

Q11：公的支援/補助金/支払いについての更なる資料は、どこで入手できるか？

A11：FEMA の出版物 (<http://www.fema.gov/government/grant/pa/policy.shtm>)

- ・FEMA321 - 公的支援政策ダイジェスト（2008年1月）
- ・FEMA322 - 公的支援ガイド（2007年6月）
- ・FEMA323 - 申請ハンドブック（2010年3月）

FEMA トレーニング (<http://training.fema.gov/>)

- ・IS-630：公的支援プロセスの紹介
- ・IS-631：公的支援オペレーション I

EPA の出版物

- ・水セクターの緊急事態対応及び復旧のための支払いに関する情報（2009年8月）
http://www.epa.gov/watersecurity/pubs/fs_watersecurity_reimbursementtips_watersectory.pdf
- ・州際相互援助及び支援：水セクター向けの EMAC 情報（2007年10月）
http://www.epa.gov/watersecurity/pubs/fs_watersecurity_emac_tips.pdf
(訳注) *EMAC : Emergency Management Assistance Compact*
- ・水安全保障補助及び資金供与マトリックス（2010年4月）
(request via e-mail through wsd-outreach@epa.gov)

USDA（米国農務省）

- ・米国農務省農村事業体サービス—水道及び汚水処理プログラム
<http://www.usda.gov/rus/water/program.htm>

(出典) Public Assistance for Water and Wastewater Utilities in Emergencies and Disasters
Office of Water (4608T) EPA 817-F-10-009 August 2010 www.epa.gov/safewater
<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/emergency/upload/Public-Assistance-for-Water-and-Wastewater-Utilities-in-Emergencies-and-Disasters.pdf>

3. 上下水道事業体対応連携ネットワーク（WARNs）

上下水道事業体対応連携ネットワーク（WARN：Water and Wastewater Agency Response Network）は、相互に資源を共有することによる緊急事態への対応及び回復を図るための「事業体が事業体を助ける（utilities helping utilities）」州際ネットワークである。WARNの枠組みは、緊急事態における連絡体制を維持し、専門的な資源の迅速な利用を提供し、そして、緊急時における資源の交流・交換に関するトレーニングを促進するためのフォーラムを提供する。米国水道協会（AWWA）は、WARNを上手に展開するための基礎的要素を事業体に提供するため、「事業体は事業体を助ける—上下水道事業体向けの相互援助及び支援のためのアクションプラン（[Utilities Helping Utilities: An Action Plan for Mutual Aid and Assistance Networks for Water and Wastewater Utilities](#)）」と題する白書を発行している。

WARNの核となるのは、標準化された相互援助及び支援の協定書（[Mutual Aid and Assistance Agreement](#)）であり、事業体が相互に資源を提供する際の条件について概説している。協定書は、補償、労働者災害補償及び支払いといったような主要事項を包括している。前もってこれらの問題を解決しておくことは、緊急事態の間における事業体間の資源の共有を促すものとなる。

(出典) Mutual Aid and Assistance

<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/mutualaid/index.cfm>

4. 緊急事態の宣言プロセス

スタフォード法第401条において、「大規模な災害が生じているとの大統領宣言の要請は、当該州の知事によってなされなければならない。」とされている。また、州には、コロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア及び北マリアナ諸島が含まれる。マーシャル諸島及びミクロネシア連邦も、宣言を要請し、支援を受けることができる。

(訳注) *Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act, as amended, and Related Authorities (FEMA 592, June 2007)*

Title IV -- Major Disaster Assistance Programs Sec. 401. Procedure for Declaration (42 U.S.C. 5170)
<https://www.fema.gov/library/viewRecord.do?fromSearch=fromsearch&id=3564>

知事の要請は、FEMA の地域事務所 (regional FEMA office) を通じて行われる。州及び連邦政府の職員は、災害の範囲及び個人及び公共施設への影響を推計するため、予備被害査定 (preliminary damage assessment (PDA)) を実施する。この情報は、州及び地方自治体の能力を超えるような激甚な災害であり、連邦政府の支援が必要であることを示すことが含まれる。通常、予備被害査定 (PDA) は、知事による要請の提出に先立って完了する。しかし、明らかに激甚である又は壊滅的な事態の発生時には、知事は予備災害査定 (PDA) に先立って要請を行うことができる。いずれにしても、知事は要請を行わなければならない。

要請の一環として、知事は、州法に基づく適切な活動を行うとともに、州の緊急事態計画を実施しなければならない。知事は、被害を軽減するために用いられた、または用いられるであろう州及び地方の資源の性質及び量に関する情報を用意し、民間及び公共セクターにおける被害及び影響の規模及び程度の推計を示し、そして、スタフォード法に基づく必要な支援のタイプ及び量の推計を示さなければならない。加えて、知事は、現在の災害に対して、州及び地方自治体の義務及び支出（そのうち、州の責務が大部分でなければならない）が全ての適用される費用分担の要求事項に従っていることを証明する必要となるであろう。

知事の要請に基づき、大統領は大規模災害又は緊急事態が存在することを宣言し、事態への対応及び復旧の努力を支援するための連邦政府の一連のプログラムを発動することとなる。しかし、全てのプログラムがどの災害にも適用されるわけではない。どのプログラムが適用されるかの決定は、被害査定において得られたニーズ及びその後知りえた情報に基づく。

(出典) The Declaration Process

<http://www.fema.gov/declaration-process>

(参考1) *PUBLIC ASSISTANCE PROGRAM (Infrastructure Support Program) HANDBOOK of POLICIES AND GUIDELINES for APPLICANTS*

(参考2) *FEMA's Disaster Declaration Process: A Primer Francis X. McCarthy Analyst in Emergency Management Policy May 18, 2011*

<http://www.fas.org/sgp/crs/homesecc/RL34146.pdf>

(参考3) 英連邦諸国（イギリス、ニュージーランド、カナダ）の緊急事態法制
—大災害時の緊急権行使と緊急事態管理の仕組み—

海外立法情報調査室 矢部 明宏

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487059_po_02510004.pdf?contentNo=1

(参考4) VI 自然災害と緊急時対応

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/1/20030109.pdf>

(参考5) アメリカ合衆国の災害関連法制から考える

http://pari.u-tokyo.ac.jp/policy/policyissues_disaster.html

(参考6) 日本語-英語版 - 内閣府防災担当

http://www.bousai.go.jp/linfo/pdf/saigaipanf_e.pdf

(参考7) <http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0598pdf/ks059804.pdf>

5. 大統領による災害宣言の状況

(訳注) 以下の表は、FEMA (連邦緊急事態対応庁) のホームページから、地震に関する年度別災害宣言及びその内訳 (年月日、州等) を表にしたものである。

表1 地震に関する年度別災害宣言 (Disaster Declarations by Year)

Year	Major Disaster Declarations	Emergency Declarations	Fire Management Assistance Declarations (Prior to 2003: Fire Suppression Authorizations)	Total
2011	2	0	0	2
2010	1	0	0	1
2009	1	0	0	1
2006	1	0	0	1
2004	1	0	0	1
2002	2	0	0	2
2001	2	0	0	2
2000	1	0	0	1
1994	1	0	0	1
1993	2	0	0	2
1992	2	0	0	2
1989	1	0	0	1
1987	1	0	0	1
1983	2	0	0	2
1979	1	0	0	1
1975	1	0	0	1
1973	1	0	0	1
1971	1	0	0	1
1965	1	0	0	1
1964	1	0	0	1
1960	1	0	0	1
1954	1	0	0	1

(出典) http://www.fema.gov/disasters/grid/year?field_disaster_type_term_tid_1=6854&=GO

表2 地震に関する年度別災害宣言の内訳 (年月日、州等の別)

Number	Declaration Date	State/Tribal Government	Incident Description
4044	11/08/2011	District of Columbia (DC)	Earthquake
4042	11/04/2011	Virginia	Earthquake
1911	05/07/2010	California	Earthquake
1859	09/29/2009	American Samoa	Earthquake, Tsunami, and Flooding
1664	10/17/2006	Hawaii	Earthquake
1505	01/13/2004	California	Earthquake

1440	11/08/2002	Alaska	Earthquake
1415	05/16/2002	New York	Earthquake
1397	12/05/2001	Guam	Earthquake
1361	03/01/2001	Washington	Earthquake
1342	09/14/2000	California	Earthquake
1008	01/17/1994	California	Northridge Earthquake
1004	10/15/1993	Oregon	Earthquakes
985	04/26/1993	Oregon	Earthquake
947	07/02/1992	California	Earthquake, Aftershocks
943	05/04/1992	California	Earthquake, Aftershocks
845	10/18/1989	California	Loma Prieta Earthquake
799	10/07/1987	California	Earthquake, Aftershocks
694	11/18/1983	Idaho	Earthquake
682	05/05/1983	California	Coalinga Earthquake
609	10/19/1979	California	Earthquake
490	12/07/1975	Hawaii	Earthquake, Seismic Waves, Volcanic Eruption
383	05/16/1973	Hawaii	Earthquake
299	02/09/1971	California	San Fernando Earthquake
196	05/11/1965	Washington	Earthquake
168	03/28/1964	Alaska	Earthquake
96	01/21/1960	Hawaii	Earthquakes, Volcanic Disturbances
19	07/14/1954	Nevada	Earthquake

(文責) センター専務理事

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h24.html>